

芽室町道路占用料徴収条例中一部改正（案）

（令和 4 年 4 月 1 日条例施行予定）

芽 室 町
環境土木課道路維持係

道路占用料の改定（案）について

（１）改定の理由

道路占用（※１）にあたっては、道路法の規定に基づき、道路管理者として町が町道に係る占用許可を行っているところです。

許可を受けた者は、道路占用の許可を受ける際、係る道路占用料を支払うこととなっています。

このたびの道路法および町条例の改正に伴い、新たな占用物件として追加となった「自動車運行補助施設（※２）」に対する道路占用料を定めるため、その改定を行おうとするものです。

※１ 道路占用とは

道路上や道路の上空、または道路の地下に一定の施設を設置し、継続して使用すること。

【道路占用に該当する事例】

- ・電気、電話、ガス、上下水道などの管理物を道路の地下に埋設するなど
- ・道路の上空の看板や家屋、店舗の日よけなど

※２ 自動運行補助施設とは（詳細は、別添「参考資料１」を参照）

磁気または電波を発生する物を道路に埋め、その上を走行する自動車のセンサーが、その磁気または電波を感知することで、走行する際の位置の特定を補助するもの。

（２）改定の背景

自動運行補助施設が新たな占用物件として追加された道路法の一部改正に伴い、町道を整備する際の基準となる「芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例」においても同様の一部改正を行い、令和３年９月町議会定例会議において議決されました（条例施行日：令和３年９月１日）。

この自動運行補助施設は道路占用料を徴収することが認められており、国や道においても自動運行補助施設に係る道路占用料の規定が新たに設けられました。このことから、本町においても係る料金を徴収するため、新たに道路占用料を設けるものです。

(3) 芽室町道路占用料徴収条例の改定内容

芽室町道路占用料徴収条例（案）

占有物件				単位	占有料
法第 32 条第 1 項 第 3 号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	自動運行 装置によ る検知の 対象とし て設置す る導線そ の他の線 類	地 下 に 設 け る もの	長さ 1 メートル につき 1 年	2
			そ の 他 のもの		7
		道路の構造又は交 通の状況を表示す る標識柱その他の 柱類		1 本につき 1 年	5 4 0
		その他の もの	上 空 に 設 け る もの	占有面積 1 平方 メートルにつ き 1 年	3 4 0
			地 下 に 設 け る もの		2 0 0

(4) 道路占用料算定の根拠

道路占用料の額は、道路法の規定により自治体の条例で定めることとされているところであり、町道の道路占用料については、これまでも国や道が管轄する国道や道道の道路占用料に準じて設定しているところです。

国や道が、各市町村の区域内にある国道や道道における道路占用料を定めるにあたっては、法令や道の条例において地域区分を設定しています。

今回の町道の道路占用料改正にあたっては、芽室町が含まれる国や道の地域区分に該当する占有料を参考にして設定しました(国・道の占有料については、別添「参考資料 2」「参考資料 3」を参照)。

(5) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

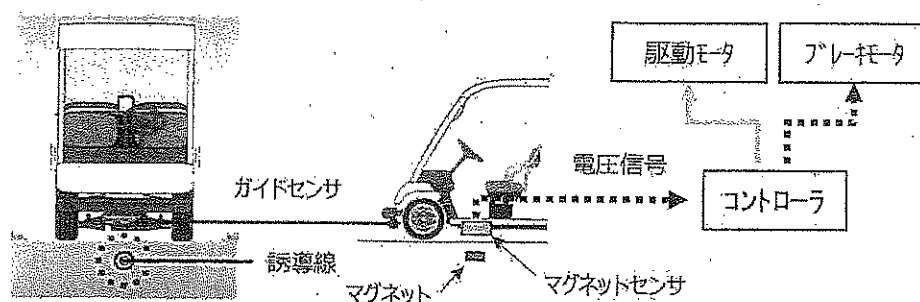
自動運行補助施設が占用物件として追加された経緯等

少子高齢化、人口減少が進展するなか、旅客や貨物輸送におけるドライバーの高齢化、人手不足が深刻化しているほか、高齢ドライバーの操作ミスによる交通事故が見受けられる。こういった道路交通に関する様々な問題を解決し、道路網の整備及び交通の発達に寄与するため、国土交通省と経済産業省では、自動走行ビジネス検討会を設置し、交通事故等の社会問題を解決するための取り組みを推進しているほか、自動車メーカーやIT企業の主導で自動車の自動運転技術の開発が進められており、一部では実証実験も行われている。

電磁誘導線及び磁気マーカーは、自動運転装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するため道路上に設けられる工作物であり、トンネルや山間部などGPSの測位精度が低下する場所や、車両センサーがうまく機能しない悪天候時に、安全な自動運転を支えるなどの役割を担う。

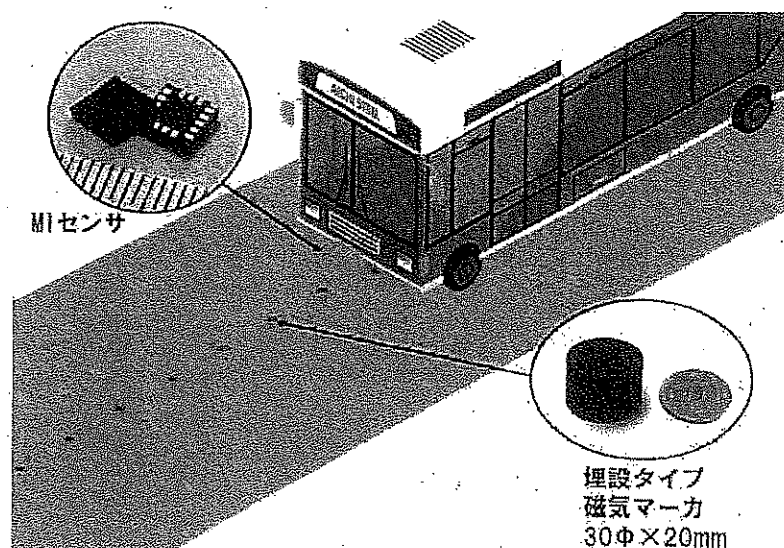
なお、政府は令和7年以降の高速道路における自動運転トラックの実現を目指している。

■電磁誘導式自動走行システム



- 3つのガイドセンサが地中に埋設されている誘導線の磁力線を感知し、コンピュータが誘導線の位置を解析し、設定されたルートを走行
- 埋設されたマグネット上を走行すると、車両の「マグネットセンサ」に電圧が発生し、信号をコンピュータが解析して車両の動作を制御

引用元 ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社 HP



提供 愛知鋼製株式会社

国道の占用料

占用物件				単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	第一級地 9 円 第二級地 4 円 第三級地 3 円 第四級地 2 円 第五級地 <u>2 円</u>
			その他のもの		第一級地 31 円 第二級地 13 円 第三級地 9 円 第四級地 8 円 第五級地 <u>7 円</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	第一級地 2,400 円 第二級地 1,000 円 第三級地 730 円 第四級地 610 円 第五級地 <u>540 円</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	第一級地 1,500 円 第二級地 650 円 第三級地 460 円 第四級地 380 円 第五級地 <u>340 円</u>
			地下に設けるもの		第一級地 920 円 第二級地 390 円 第三級地 270 円 第四級地 230 円 第五級地 <u>200 円</u>

出典：国土交通省

【北海道道路占用料徴収条例】抜粋

占用物件				占用料			
				単位	所在地		
					1 級地	2 級地	<u>3 級地</u>
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3	2	<u>2</u>
			その他のもの		9	8	<u>7</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	7 3 0	6 1 0	<u>5 4 0</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4 6 0	3 8 0	<u>3 4 0</u>
			地下に設けるもの		2 7 0	2 3 0	<u>2 0 0</u>